

第3回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年2月21日(金) 15:30～

場所 県庁舎本館9階 特別会議室1

次 第

1 開 会

2 議 題

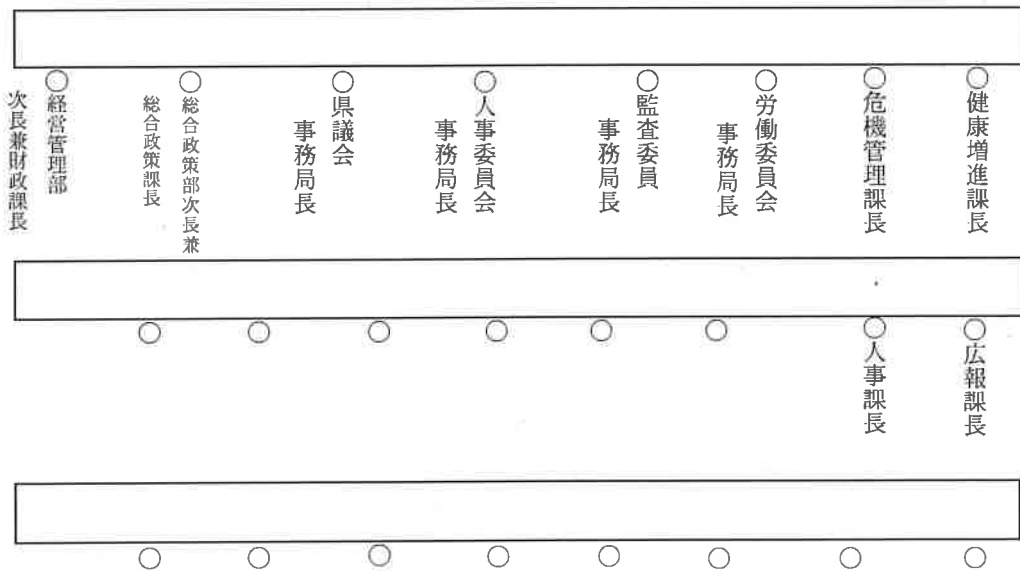
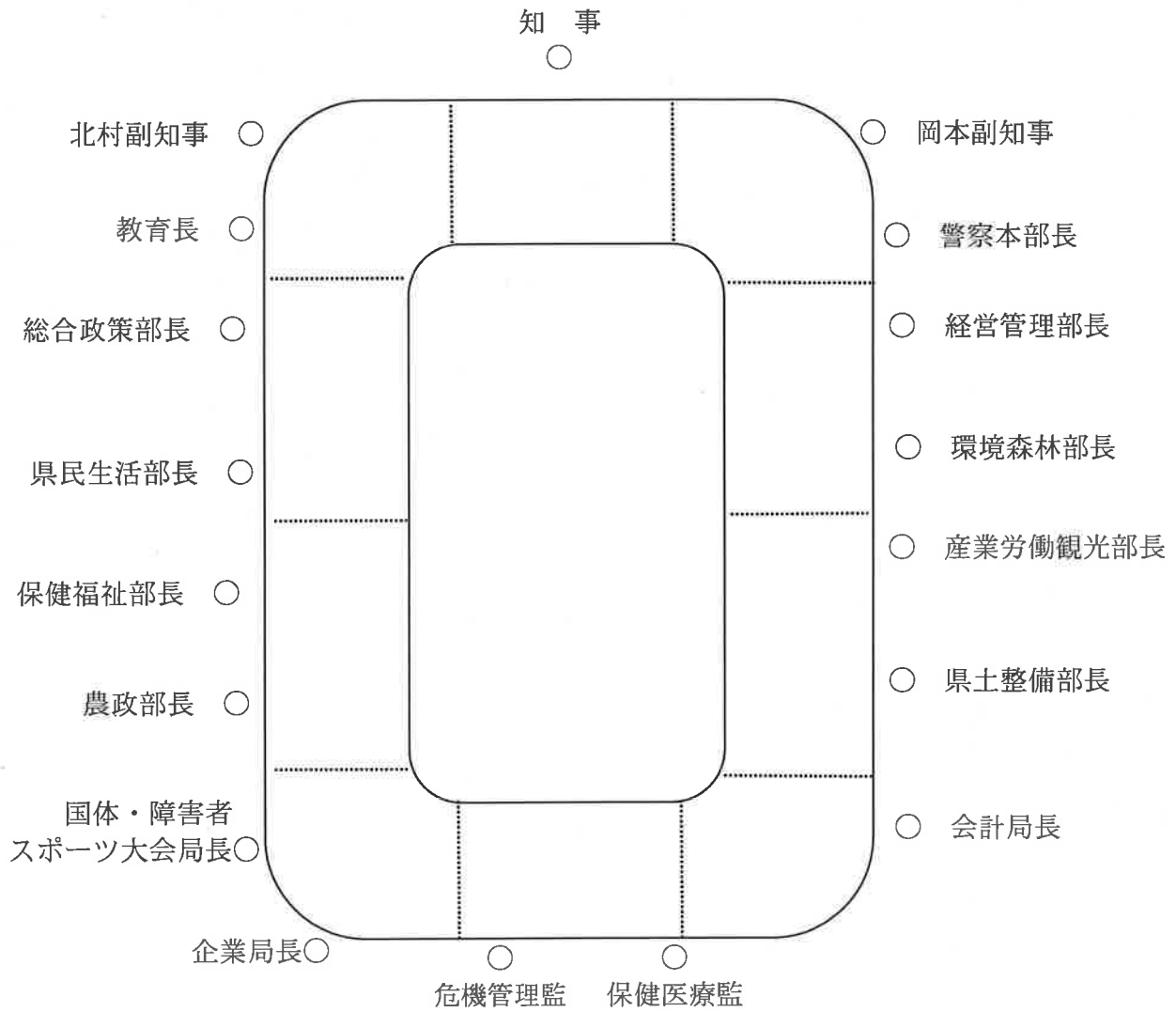
- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (2) 各部局における取組状況について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部長	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
	危機管理監	松村 誠
保健医療監	海老名 英治	

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表



令和2年2月20日(木)

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年2月20日版)

2月20日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月20日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月19日報から下線部分を更新しました。)

国内では、2月19日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者11名(60例目から70例目、うち1例はチャーター第5便の帰国者)の報告があり、プレスリリースを行いました。

1. 国内の発生状況について

2月20日12:00現在、70例の患者、14例の無症状病原体保有者が確認されている。

【内訳】

・患者70例(国内事例60例、チャーター便帰国者事例10例)

・無症状病原体保有者14例(国内事例10例、チャーター便帰国者事例4例)

うち日本国籍60名、調査中8名である。

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者(うち湖北省滞在歴がある者)	うち無症状者	うち有症状者						うち死亡者
				うち退院した者	うち入院中の者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち検出中		
国内事例(チャーター便帰国者を除く)	603人	70 ^{※1} (12)	10	60	16	43	24	7	12	1
チャーター便帰国者事例(水際対策で確認)	829人 ^{※2}	14(14)	4	10	4	6	6	0	0	0
合計	1,432人	84(26)	14	70	20	49	30	7	12	1

※1 うち日本国籍46人

※2 チャーター便帰国者事例の764人については、付添1人を含む。

(1)国内事例((2)チャーター便帰国者を除く) 【※詳細は別添1参照】

・患者60例、無症状病原体保有者10例

・2月19日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計603件の検査を実施。
そのうち60例が陽性、514例が陰性、29例が結果待ち。

・上記患者のうち入院中43名、退院16名、死亡1名。

・無症状病原体保有者10名は入院中または入院予定。

(2)チャーター便帰国者に係る発生状況

(水際対策で確認された事例:武漢市からのチャーター便帰国者) 【※詳細は別添2参照】

・患者10例、無症状病原体保有者4例

・患者のうち入院中6名、退院4名。

・無症状病原体保有者4名のうち、入院中2名、退院2名。

2. クルーズ船での発生状況について

・2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,011名について、
新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは621名(うち無症状病原体保有者延べ322名)。

(※)なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個(その他)の件数として取り扱われています。

・本日、14日間の健康管理期間が経過し、陰性が確認されていた方のうち274名の方が、10時20分から15時40分にかけて下船しました。

・船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行っています。

・2月3日に横浜港に到着し、現在着岸検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」については、
2月5日の朝以降、感染が拡大することのないよう乗客全員の自室での待機をお願いし、健康観察を行っ
ております。

健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客については、WHOにおいて健康観察の対象とすべき期間が14日間とされていること等を踏まえ、新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかであることから、2月19日、検疫法第5条第1号に基づき、検疫所長から順次上陸が許可され、下船し、日常生活に戻ることができるものと考えています。

3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努

めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

【多くの方が集まるイベントや行事等の参加・開催について】

○多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。

4. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づく、2月20日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者数	死亡者数
中国※	74,576名	2,118名
香港	65名	1名

マカオ	10名	0名
台湾	24名	1名
タイ	35名	0名
韓国	82名	0名
米国	15名	0名
ベトナム	16名	0名
シンガポール	84名	0名
フランス	12名	1名
オーストラリア	15名	0名
マレーシア	22名	0名
ネパール	1名	0名
カナダ	8名	0名
カンボジア	1名	0名
スリランカ	1名	0名
ドイツ	16名	0名
アラブ首長国連邦	9名	0名
フィンランド	1名	0名
イタリア	3名	0名
インド	3名	0名
フィリピン	3名	1名
英国	9名	0名
ロシア	2名	0名
スウェーデン	1名	0名
スペイン	2名	0名
ベルギー	1名	0名
エジプト	1名	0名

※ 中国:2/13より診断基準変更(湖北省においては、臨床診断病例が追加)

(参考)

- ・中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- ・中国における原因不明肺炎について(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>
- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国(厚生労働省検疫所HP FORTH):
<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>
- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について(事務連絡):
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>
- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明(世界保健機関(WHO)):
<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>
- ・新しいコロナウイルス-大韓民国(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):
<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>
- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会:
<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>
- ・武漢市衛生健康委員会:
<http://wjw.wuhan.gov.cn/>
- ・広東省衛生健康委員会:
<http://wsjkw.gd.gov.cn/>
- ・衛生福利部疾病管制署(台湾CDC):
<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>
- ・中国における新種のコロナウイルスについて(世界保健機関(WHO)Disease Outbreak News):
<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>
- ・厚生労働省Twitter:
<https://twitter.com/mhlwtwitter?lang=ja>
- ・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States:
<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>
- ・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China
 (世界保健機関(WHO))
<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-china>

(別添1)国内事例(チャーター便帰国者を除く)

・2月20日12:00現在、確認されている国内の発生状況は以下のとおり。

【国内事例(チャーター便帰国者を除く)】

新No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生※	濃厚接触者の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	なし	38名特定健康観察終了
2	2	1/24	40代	男	中国(武漢市)	なし	32名特定健康観察終了

3	3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	なし	7名特定 健康観察終了
4	4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	No.19	2名特定 健康観察終了
5	5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	なし	3名特定 健康観察終了
6	6	1/28	60代	男	奈良県	No.8 No.13	22名特定 健康観察終了
7	7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察終了
8	8	1/29	40代	女	大阪府	No.6	2名特定 健康観察終了
9	10	1/30	50代	男	三重県	なし	3名特定 健康観察終了
10	11	1/30	30代	女	中国 (湖南省)	なし	4名特定 健康観察終了
11	12	1/30	20代	女	京都府	なし	なし
12	13	1/31	20代	女	千葉県	No.6	1名特定 健康観察終了
13	17	2/4	30代	女	中国 (武漢市)	No.20	6名特定 健康観察実施中
14	19	2/4	50代	男	中国 (湖北省)	No.4	調査中
15	20	2/5	40代	男	中国 (武漢市)	No.17	6名特定 健康観察実施中
16	21	2/5	20代	男	京都府	調査中	1名特定 健康観察実施中

17	26	2/11	50代	男	神奈川県	調査中	調査中
18	27	2/13	80代	女	神奈川県	No.28 No.48	調査中
19	28	2/13	70代	男	東京都	調査中	調査中
20	29	2/13	50代	男	和歌山県	No.31	調査中
21	30	2/13	20代	男	千葉県	調査中	51名特定 健康観察実施中
22	31	2/14	70代	男	和歌山	No.29	調査中
23	32	2/14	60代	女	沖縄県	不明	16名特定 健康観察実施中
24	33	2/14	50代	女	東京都	No.28	調査中
25	34	2/14	70代	男	東京都	No.28	調査中
26	35	2/14	60代	男	愛知県	調査中	3名特定 健康観察実施中
27	36	2/14	50代	男	北海道	調査中	45名特定 健康観察実施中
28	37	2/14	30代	男	神奈川県	調査中	6名特定 健康観察実施中
29	38	2/15	50代	男	和歌山県	No.29	調査中

30	39	2/15	50代	女	和歌山県	No.29	調査中
31	40	2/15	60代	男	和歌山県	No.29 No.50 No.51	調査中
32	41	2/15	40代	男	東京都	No.45	調査中
33	42	2/15	60代	女	東京都	No.28	調査中
34	43	2/15	60代	女	愛知県	No.35 No.44	調査中
35	44	2/16	60代	男	愛知県	No.43 No.53 No.59	7名特定 健康観察実施中
36	45	2/16	30代	男	東京都	No.41	調査中
37	46	2/16	60代	男	調査中	調査中	調査中
38	47	2/16	60代	男	調査中	No.28	調査中
39	48	2/17	40<代	女	神奈川	No.27	4名特定 健康観察実施中
40	49	2/17	50代	男	東京都	調査中	調査中
41	50	2/17	80代	女	和歌山県	No.40	調査中
42	51	2/17	50代	男	和歌山県	No.40	調査中
43	52	2/17	50代	男	和歌山県	調査中	調査中

44	53	2/17	60代	男	愛知県	No.44 No.59	3名特定 健康観察実施中
45	54	2/18	60代	男	和歌山県	No.22	調査中
46	55	2/18	30代	男	和歌山県	調査中	調査中
47	56	2/18	80代	男	東京都	調査中	調査中
48	57	2/18	20代	男	東京都	調査中	調査中
49	58	2/18	50代	男	東京都	調査中	調査中
50	59	2/18	60代	男	愛知県	No.44 No.53	3名特定 健康観察実施中
51	60	2/18	80代	男	神奈川県	No.27 No.61	調査中
52	61	2/18	70代	男	神奈川県	No.60	調査中
53	62	2/19	60代	男	神奈川県	調査中	調査中
54	63	2/19	40代	男	北海道	調査中	調査中
55	64	2/19	60代	男	北海道	調査中	調査中
56	65	2/19	60代	男	沖縄県	調査中	調査中
57	66	2/19	70代	男	東京都	調査中	調査中

58	67	2/19	70代	女	東京都	調査中	調査中
59	68	2/19	70代	女	東京都	調査中	調査中
60	69	2/19	50代	女	愛知県	調査中	調査中

(注): 14例目は中華人民共和国に帰国しているため、現在の状況は不明。

18例目は死亡例。

その他、10例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添2)水際対策で確認された事例: 武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況

チャーター便	No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1便	1	9	1/30	50代	男	中国(武漢市)	無症状病原体保有者2名確認	なし
3便	2	14	2/1	40代	男	調査中	調査中	なし
1便	3	15	2/1	40代	男	中国	調査中	2名特定健康観察終了
1便	4*1	16	2/1	40代	男	中国(武漢市)	調査中	11名特定健康観察実施中
2便	5	18	2/4	50代	女	千葉県	調査中	なし
2便	6*1	22	2/5	50代	男	中国(武漢市)	調査中	なし
4便	7	23	2/8	20代	男	中国(武漢市)	調査中	2名特定健康観察実施中

2便	8 *2	24	2/10	40代	男	埼玉県	調査中	2名特定 健康観察実施中
1便	9 *2	25	2/10	50代	男	中国 (武漢市)	調査中	なし
5便	10	70	2/19	50代	男	中国 (湖北省)	不明	調査中

(*1):No.4、No.6は当初、無症状病原体保有者。
 (*2):No.8、No.9は当初、無症状かつPCR検査陰性。
 その他、4例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添3)厚生労働省の通知・事務連絡一覧

【検疫関係】

・「健康フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000590024.pdf>

・船舶代理店に対して中国からの本邦到着便において、船内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588459.pdf>

・航空会社に対して中国からの本邦到着便において、機内アナウンスの実施および健康カードの配布を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

・空港等の検疫ブースにおける武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけポスターの更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000585391.pdf>

・帰国者に対する現行の検疫体制の継続(日本への入国者に対し、サーモグラフィー等を用いて、発熱等の症状がないか確認を実施)し、武漢市からの入国者に対しては健康状態の把握を併せて実施

・航空会社に対して、機内アナウンスにて武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけについて協力を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000586401.pdf>

・新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について(航空会社宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000588131.pdf>

【医療機関・保健所等での対応関係】

・社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598104.pdf>

・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598105.pdf>

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>

・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について(依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597945.pdf>

・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597944.pdf>

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597947.pdf>

・精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597521.pdf>

・新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597519.pdf>

・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597518.pdf>

・社会福祉施設等における職員の確保について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597517.pdf>

・新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について(依頼)(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596426.pdf>

・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>

・新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596979.pdf>

・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(その2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596203.pdf>

・新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等(施行通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596291.pdf>

・社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf>

・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596162.pdf>

・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について(その4)(別添1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595972.pdf>

・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(自治体宛て)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595966.pdf>

・新型コロナウイルス感染症患者等に入院病床等の確保について(依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595752.pdf>

・新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について(依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595755.pdf>

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届け出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594992.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593837.pdf>

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593843.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593853.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いの一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000592995.pdf>

- ・地方自治体に対し、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594151.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592718.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

- ・地方自治体に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000592808.pdf>

- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備を依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000591991.pdf>

- ・地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

- ・国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備。特に留意すべき濃厚接触者(例:医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起を実施するとともに濃厚接触者の把握と健康状態の観察を着実に実施

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

- ・中国武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めた際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス(原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度)を確実に実施

- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を更新(疑似症サーベイランスの運用を検討する対象を武漢市への渡航歴等がある画像検査などで肺炎と診断された方へ拡大)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-1.html>

- ・国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、新型コロナウイルス関連肺炎患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針(案)を策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9314-ncov-200117-2.html>

- ・国内で確認された感染者の濃厚接触者に対して健康観察を引き続き実施

- ・中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/Detection_of_nCoV_report200121.pdf

- ・国立感染症研究所において、新型コロナウイルス関連肺炎に関する積極的疫学調査実施要領(暫定版)

を作成

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

・自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)の適切な運用について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

・国立感染症研究所において、自治体及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアルを策定

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9325-manual.html>

・自治体に対し新型コロナウイルスに関する検査対応について依頼

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000587893.pdf>

【情報発信】

・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談(コールセンター)をフリーダイヤル化

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html

・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html

・地方自治体に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合に宿泊施設の対応について周知

・新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発売し、広く国民に情報提供を行っている(随時更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」における、渡航者への注意喚起

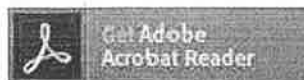
<https://www.forth.go.jp/topics/202001211450.html>

・厚生労働省Twitter等によるタイムリーな情報発信の実施

【その他】

・新型コロナウイルス感染症関連特別融資について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策（主なもの）

(1) 帰国者等への支援

◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



船内の患者を病院へ輸送する様子

(2) 国内感染対策の強化

◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- 感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(4) 影響を受ける産業界への緊急対応

◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

(3) 水際対策の強化

◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

◆ 健康フオロアアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- 健康フオロアアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

◆ 入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

通訳を介した上陸審査の様子



(通訳)

(入国審査官)

(入国希望者)

(5) 国際連携の強化等

◆ 感染症対策に係る国際支援

- 分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- 各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和 2 年 2 月 13 日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、昨年 12 月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、1 月 30 日¹、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態²」を宣言した。

我が国は、速やかに新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定するとともに、2 月 1 日から、上陸の申請日前 14 日以内に湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の措置を講じた。さらに、2 月 13 日から、より包括的かつ機動的な水際対策として、感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じた。

また、世界に先駆けて、武漢在住の邦人等 763 人の帰国を支援し、帰国後の生活支援、健康管理を行ってきたほか、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスについて、検疫法に基づく検疫を実施中である。

こうした状況下において、政府として、国民の不安をしっかりと受け止め、水際対策とウイルスの国内まん延を食い止めることに全力を挙げて取り組む。あわせて、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充に向け、やるべき対策を躊躇なく決断し、実行していく。

今般、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。その上で、今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

¹ ジュネーブ時間

² PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

2. 緊急対応策

(1) 帰国者等への支援

○帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客（以下「帰国者等」という。）の生活支援及び健康管理に万全を期すため、各府省庁連携の下、医官、看護官を含む自衛官等をはじめ多くの政府職員を派遣し、さらに、DMAT・DPATをはじめとする医療従事者等の協力も得ながら、支援物資の配布、携帯電話やWi-Fi ルーター・簡易無線等の通信機器の提供、PCR 検査³、健康相談等を実施している。引き続き、帰国者等の方々の健康管理に万全を期すため、ニーズに応じて必要な活動を行う。

あわせて、今般、国の要請等に基づき、政府チャーター機で帰国された方々の受入れに協力いただいた民間企業等に対して、その貢献を踏まえた必要な対応を行う。また、政府職員が全力で本業務に取り組めるよう必要な環境整備を行う。

○帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

帰国者等の健康不安に的確に対応するとともに、国民への正確な情報提供を通じて、帰国者等が円滑に社会に復帰できるよう万全を期す。帰国者等に対して実施した PCR 検査や健康診断等の経費については、国において負担する。

また、日本人学校の臨時休校などにより、中国から一時帰国した児童生徒等について、学校への受入れ支援やいじめ防止に関して、各都道府県教育委員会等に通知を发出するなど、必要な取組を実施する。あわせて、帰国した児童生徒の就学機会確保のための相談の対応を行う教育相談員を海外子女教育振興財団に新たに配置する。

○邦人の安全確保のための支援

今後、感染が拡大する国・地域に滞在する邦人の国外退避等を支援する必要が生じた場合には、必要な要員の現地派遣、医療品等の物資の邦

³ PCR 検査：DNA を、その複製に関与するプライマー等を用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用される。

人への支援など、速やかに対応する。

また、中国に留学中の日本人留学生の安全確保のための連絡体制の構築及び奨学金支給手続きの柔軟化を関係機関に要請する。

(2) 国内感染対策の強化

○病原体等の迅速な検査体制の強化等

国立感染症研究所において、判定を速やかに行う多量検体検査システムの緊急整備を行い、検査可能検体数を大幅に増加させる⁴とともに、地方衛生研究所における次世代シーケンサー⁵及びリアルタイム PCR 装置⁶の整備を支援することで、検査体制を拡充し、全国に83ある地方衛生研究所の概ね全てでリアルタイム PCR 検査を実施可能とすることを目指す。また、大学や民間検査機関への外部委託も活用するとともに、検査用試薬が不足することのないよう所要の予算を確保する。

新型コロナウイルス感染症の検査法について、産業技術総合研究所が開発した迅速ウイルス検出機器を新型コロナウイルス感染症にも対応できるようにするなどの開発に緊急に取り組むとともに、国立感染症研究所に全ゲノム配列決定システムを導入し、今後の遺伝子変異等にも速やかに対応して検査精度の維持を図るほか、患者の重症度等の病態を評価する検査法を確立・実施するための検体検査システム及び臨床的に効果があったとされる薬剤の効果測定する試験機器システムを導入するなど、体制整備を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速に収集し、国立感染症研究所等における研究にも資するよう、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行う。

感染拡大の防止に向け、診療所、その他の医療関係施設等に対し、施設内で勤務する職員が武漢市を含む湖北省等への訪問歴を有する場合に都道府県・保健所等へ報告するよう要請するとともに、空港や鉄道関係者等に感染予防対策（マスク着用、手洗い等の励行）の徹底や、感染

⁴ 現在、国立感染症研究所においては、1回（6時間程度）に200程度の検体の検査が可能であるが、これを800程度に増加させる。

⁵ 次世代シーケンサー：DNAを構成する核酸の配列を、同時並行で高速・大量に読み取る解析装置。

⁶ リアルタイム PCR 装置：PCR 検査において、DNA断片の増幅とその検出を同時に行う装置。迅速性に優れる。

が確認された場合の速やかな報告を要請する。また、大学入学者選抜等の実施時期であることに鑑み、受験生が感染した場合等における柔軟な対応について各大学等の実情に応じた検討を依頼する。こうした取組をはじめとして、国民の不安や疑問に対応するため、NHK や関係機関等への的確な情報提供・注意喚起を行うとともに、相談体制の充実を図る。

○感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

治療体制については、現在、受入が可能となっている全国の医療機関に対し、1800床以上の病床が確保されるよう支援を行っている。また、国立国際医療研究センター等における重症患者等への治療法開発や疫学研究等を加速することにより、治療体制の早期の充実を図る。また、感染した入院患者の医療費は、公費により負担する。

国民の方々の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、各都道府県において、感染疑い例を診察するための帰国者・接触者外来、また、それにつなぐための帰国者・接触者相談センターを設置するよう要請するとともに、必要な財政支援を行う。

○検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

日本医療研究開発機構 (AMED) を通じて研究費を重点的に配分することなどを通じて、国立感染症研究所や東京大学医科学研究所を中心に、民間企業とも連携しつつ、インフルエンザ検査同様の簡易な方法で診断が可能な診断キット、抗ウイルス薬、組み換えタンパクワクチン等の開発や、構造解析技術等による既承認薬からの治療薬候補選定に早急に着手する。

あわせて、厚生労働科学研究費による支援や科学研究費助成事業 (特別研究促進費) による日本学術振興会からの支援により、新型コロナウイルス感染症に関する知見の収集を行うとともに、民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図る。また、新型コロナウイルスに関連した遺伝子組換え実験について、優先的に審査を実施する。

また、国際保健分野においては、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI) への拠出を通じて、国際協力による民間企業を含むワクチンの早期開発を支援する。

○マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

医療関係団体に対し、医療機関へのマスク等の安定供給について協力を求める。また、メーカー及び卸売販売業者の団体に対して、マスクの増産等について要請するとともに、要請に応じる事業者に対してマスク生産設備の導入補助を行うなど、十分な量のマスクを継続的に供給できる環境を整備する。加えて、薬局関係団体に対し、マスクの過剰発注等を自粛するとともに、一人当たりの販売数量制限や転売目的の購入は望ましくない旨の掲示を行うよう要請する。

あわせて、国内医薬品・医療機器業界に対して、医薬品等の原料等の製造ルート確保や供給に支障がある場合の報告を求め、医薬品原料等の確保に努める。

さらに、医療用マスク等の各種防護具について、各都道府県に対し、在庫が不足している感染症指定医療機関に備蓄分を振り分けること等を要請する。

今後の状況等を把握し、マスク、検査試薬、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保に努める。

(3) 水際対策の強化

○全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

水際において、地方出入国在留管理局と検疫所との連携を強化し、出入国管理及び難民認定法に基づく厳格な上陸審査を実施する。また、検疫官の応援等の体制強化を行うことにより、日本へ入帰国する者に対して、適切・確実な検疫を実施するとともに、検査体制の強化を行う。あわせて、必要に応じて隔離、停留を行う体制を緊急に整備する。国内外の航空会社、空港会社、空港ビル及び旅客船事業者等に対し、旅客への案内や周知、CIQ⁷官庁との連携等を要請する。さらに、中国から本邦到着便を就航する航空会社や旅客船事業者等に対し、機内・船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布についての徹底とパスポート確認への協力を要請する。

港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について連絡・周知を図り、適切な対応を要請するとともに、関係機関

⁷ CIQ：税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の略

と連携して、検疫や医療活動等のための港湾施設及び船内等の利用に係る調整支援を実施する。

船舶の旅客の状況等について、迅速かつ正確に情報を把握し、関係機関との共有を図る。

また、海上保安庁においても、関係機関と連携し、巡視船艇等による海上からの感染の拡大防止等必要な支援を行う。

警察においても、関係機関と連携し、水際対策の強化に伴うトラブル防止のため必要な警戒警備を行う。

発生国である中国においては、在外公館等においてサーモグラフィー（熱画像計測装置）を設置し、不特定多数の来訪者からの2次感染拡大を防ぐ。さらに、感染症関連情報の発出により、海外在留邦人及び海外渡航者に対して適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を安全・安心な環境で開催することも見据え、水際対策やサーベイランス対策など国内における対策を強化し、確実に実行する。

○健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

1月29日に、厚生労働省に健康フォローアップセンターを立ち上げ、中国便の搭乗者のうち武漢市等の滞在歴がある方に質問票を配付し、有症者との接触歴等を把握した上で、電話等による健康状態のフォローアップを開始した。

この健康フォローアップセンターを中心に、自治体との円滑な連携、情報共有をはじめ、今後の情勢に適切に対応できるよう必要な体制を緊急に整備する。

○入国管理の更なる強化

中国における感染者数の拡大や、感染症の発生のおそれがある旅客船が今後も我が国に来航する可能性を踏まえ、国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年2月12日）により、上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定を行って機動的な水際対策を可能とする。

これに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在

歴がある外国人等⁸に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された中国旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする⁹。

また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であつて、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする¹⁰。

今後とも状況の推移を見極めつつ、上陸拒否措置が必要となれば、機動的に対象となる地域や旅客船名を報告し、公表する。

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

○国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

日本政府観光局（JNTO）の Twitter や Weibo 等を活用し、訪日外国人旅行者に対して正確な情報発信を行う。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するため、厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置する。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報提供、発熱等を訴える観光客等の医療機関での受診勧奨などを行う日本政府観光局のコールセンターについてプッシュ型で周知を強化する。また、宿泊事業者等に対しても同様に正確な情報発信や医療機関への受診勧奨を行うとともに、受診勧奨を行った場合の報告を行うよう要請する。

また、訪日旅行や国内旅行を検討している者に対しても、その不安や疑問に対応するため、観光庁・日本政府観光局（JNTO）や旅行関係団体等において、正確な情報発信を行う。

また、内閣官房とスポーツ庁が共同で設置する相談窓口等を活用して、政府と競技団体、関係自治体等との情報連携を強化し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた準備に万全を期す。

⁸ 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年1月31日）。

⁹ 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

¹⁰ 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施。

○観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により、資金繰り支援を実施する。特に、日本政策金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、セーフティネット貸付の対象とするよう、要件を緩和する。また、信用保証については、特に重大な影響が生じている業種について通常とは別枠で借入債務の80%を保証するセーフティネット保証5号を実施するとともに、自治体の要請があった場合に通常とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号を実施する。さらに、一時的な業況悪化等の支障をきたしている旅館業等営業者等に対して、経営を安定させるために必要な資金繰り支援を行う。これらの資金繰り支援を的確に実施するため、日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5,000億円を確保する。

また、宿泊事業者等を念頭に、地方運輸局等にも特別相談窓口を設置し、事業者の状況や要望を聞き取り、活用可能な支援策の紹介や関係部局と連携した支援を実施する。

さらに、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業等において、今般の感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者に対し、優先的に支援する。加えて、産業界に対して、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、取引上の配慮を求める要請を行う。

地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等をはじめとする中小企業を支援する各関係機関に、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を設置する。

財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

また、金融庁から民間金融機関に対して、事業者を訪問するなど丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更など、

適切な対応に努めることを要請し、積極的な事業者支援を促す。

その上で、今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、観光業への対策など、必要な施策を講じていく。

○雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度の中国（人）関係売上等が全売上高等の一定割合以上である者を対象に、支給要件を緩和する。

(5) 国際連携の強化等

○感染症対策に係る国際支援

国立感染症研究所において分離に成功したウイルスを、研究開発用に、世界各国等へ無償で供与する。

さらに、アジア各国等からの要請に基づき、医療資機材等を供与するとともに、中国の周辺国を中心とした保健システムの整備を支援し、アジア各国等の検査体制の充実に貢献する。加えて、各国・地域と密接に連携し、国際的な感染動向を把握する。

日中間でハイレベルを含めて意思疎通を行い、新型コロナウイルス感染症対策に対する連携を強化する。備蓄物資も活用し、既に、日本政府からの緊急支援物資として、中国側のニーズが強いマスク、ゴーグル、防護服等を提供しているが、必要に応じ追加的に医療資機材等の提供を検討する。

また、現地のニーズを確認する緊急初動調査を開始した認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォームなどによる国際貢献に向けた取組を支援する。

(参考) 本対応策の所要額

今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費 103 億円を講じることにより、総額 153 億円の対応策を実行する。あわせて、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として 5,000 億円を確保する。

1. 帰国者等への支援：30 億円

- ・ 帰国者等の受入支援：23.4 億円
- ・ 防衛省による生活・健康管理支援：3.2 億円 等

2. 国内感染対策の強化：65 億円

- ・ 検査体制・医療体制の強化：30.6 億円
- ・ 帰国者・接触者外来、接触者相談センターの設置：5.1 億円
- ・ 検査キット、抗ウイルス薬・ワクチン等の研究開発：10.0 億円
- ・ 国際的なワクチン研究開発等支援事業：10.7 億円
- ・ マスク生産設備導入補助：4.5 億円 等

3. 水際対策の強化：34 億円

- ・ 有症者発生時の感染の拡大防止に必要な措置：30.2 億円
- ・ 検疫体制の強化：3.4 億円 等

4. 影響を受ける産業等への緊急対応：6 億円

- ・ コールセンターの設置：4.9 億円
- ・ 雇用調整助成金：1.0 億円
- (参考) 日本政策金融公庫等：緊急貸付・保証枠 5,000 億円 等

5. 国際連携の強化等：18 億円

- ・ アジア各国への検査体制充実への貢献：16.5 億円
- ・ NGOを通じた支援：1.0 億円 等

事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関に帰国者・接触者外来を設置すること及び各保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置することにつきお願いさせていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を別紙のとおりとりまとめました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、住民の方々へ注意喚起いただく際にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも改めて送付させていただきます。

<参考>

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）
- リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

相談日	相談者					相談内容（重複可）			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
1/14	0	0	2	0	2	2	2	4	0
1/15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/16	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/17	0	0	1	1	2	0	0	0	0
1/18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/21	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/22	0	0	0	1	1	1	0	1	0
1/23	1	1	2	0	4	3	2	5	0
1/24	4	5	7	1	17	19	6	25	0
1/25	2	1	0	0	3	1	2	3	0
1/26	0	2	0	0	2	1	1	2	0
1/27	6	13	11	4	34	26	12	38	0
1/28	18	14	12	3	47	46	15	61	0
1/29	20	9	10	6	45	45	16	61	0
1/30	32	7	19	5	63	52	30	82	0
1/31	42	14	25	13	94	70	31	101	0
2/1	6	0	2	0	8	7	3	10	0
2/2	2	0	0	0	2	1	1	2	0
2/3	60	9	15	11	95	64	40	104	0
2/4	25	7	8	7	47	43	12	55	0
2/5	28	2	4	4	38	31	18	49	0
2/6	30	3	10	2	45	35	24	59	0
2/7	25	8	5	1	39	28	14	42	1
2/8	4	0	1	1	6	1	5	6	0
2/9	6	0	1	0	7	5	5	10	0
2/10	30	8	4	4	46	40	15	55	0
2/11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2/12	23	0	5	4	32	29	11	40	0
2/13	25	2	5	1	33	16	22	38	0
2/14	63	1	17	7	88	67	30	97	0
2/15	11	0	8	0	19	8	15	23	0
2/16	9	0	3	0	12	5	11	16	0
2/17	103	5	24	5	137	89	63	152	0
2/18	100	7	14	7	128	86	60	146	0
2/19	108	7	14	4	133	91	65	156	0
2/20	83	5	12	6	106	70	48	118	0
計	866	130	241	100	1337	988	531	1519	1

事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について、「感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところです。

今般、国内外の発生状況および、当該通知を踏まえ、行政検査の対象者などの事項について改めて下記のとおりとりまとめましたので、今後はこの通知に従って対応をお願いします。

記

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1(4)で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

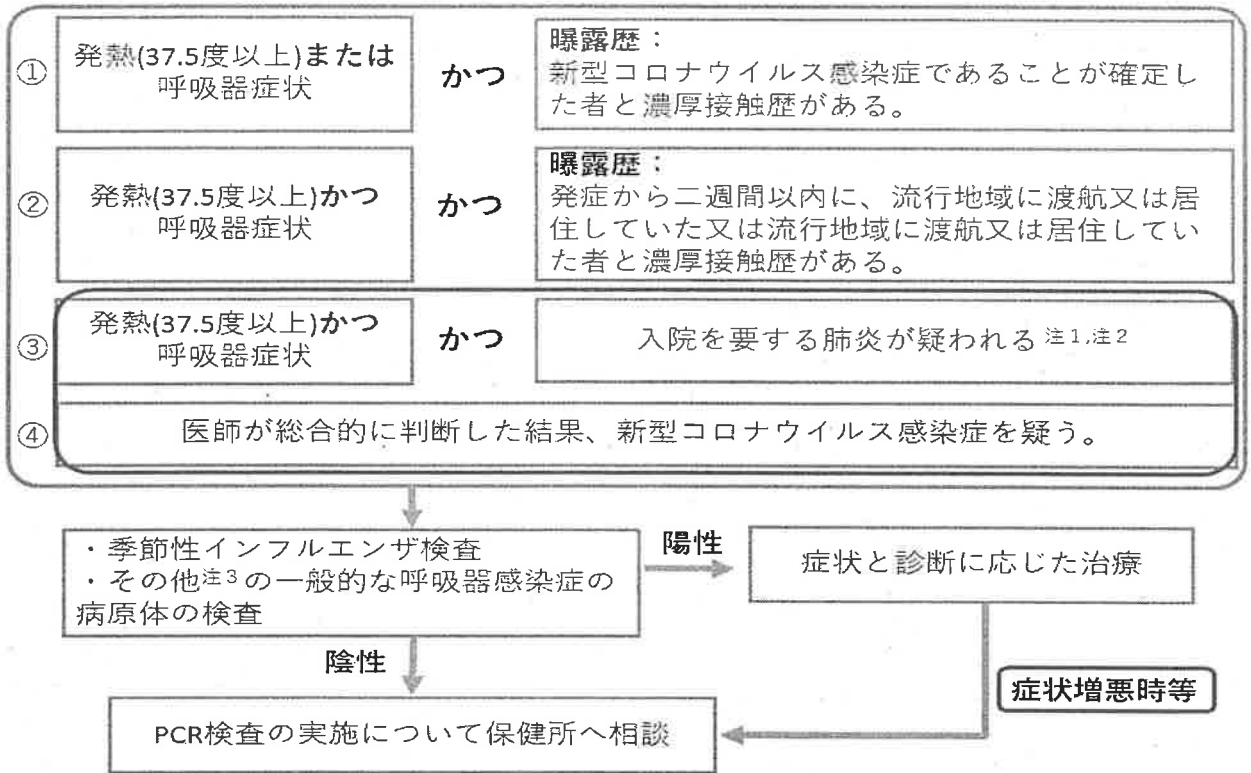
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合には検査を実施すること
 - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
 - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) 結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要はないこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）

栃木県の感染症指定医療機関

(平成31年4月1日現在)

〔第1種感染症指定医療機関〕

医療圏	医療機関	病床
県全域	自治医科大学附属病院	1床
合計		1床

※全国計:55医療機関(103床)

〔第2種感染症指定医療機関〕

医療圏	医療機関	病床
県北	那須赤十字病院	6床
県西	日光市民病院	4床
宇都宮	(独) 国立病院機構 栃木医療センター	6床
県東	芳賀赤十字病院	4床
県南	とちぎメディカルセンターしもつが	6床
両毛	佐野厚生総合病院	4床
合計		30床

※全国計:348医療機関(1,712床)

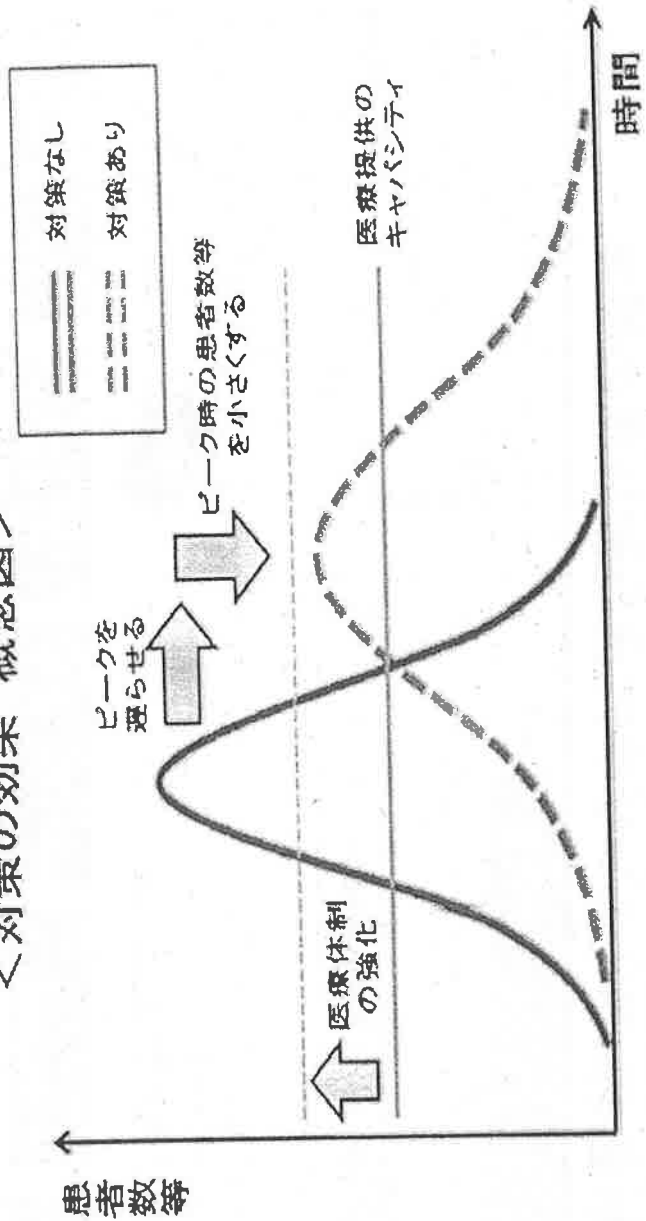


新型インフルエンザ等対策の基本的な方針①

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 国民経済に及ぼす影響を最小とする。

- 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
- 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
- BCPの作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持

＜対策の効果 概念図＞



栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

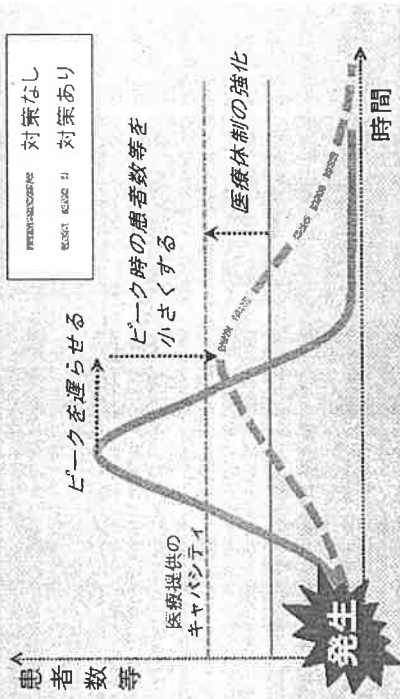
新型コロナウイルス等対策の総合的推進

目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- 県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

基本方針

- 対策を迅速かつ柔軟に実施する
- 社会全体が一丸となって取り組む
- 複数の対策をバランス良く実施する



実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部内に5グループ ・広域健康福祉センター等を中心に現地対策を担う地域連絡協議会 	サーベイランス情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザの通常のサーベイランス ・新型コロナウイルス等の症例の把握と監視 ・最新情報の収集 	情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・発生前から県民への周知 ・関係機関等との双方向の情報共有 ・電話相談センターの設置 ・広報担当チームの編成 	予防まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットやマスク着用等のまん延防止対策 ・予防接種の実施 ・不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請 	医療 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来及び入院体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・各発生段階における医療提供の確保 	県民生活及び地域経済の安定の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続 ・生活関連物資の流通確保 ・要援護者への生活支援 ・各種犯罪の取締り ・埋火葬の円滑実施
--	---	--	--	--	---

実施上の留意点

- 県行動計画の性格 対策の選択肢を提示 有効性、実行可能性、社会影響等を総合的に勘案し実施すべき対策を選択
- 危機管理としての特措法の性格 緊急事態措置の実施は、国が発生時に示す基本的対処方針を基に、学識経験者の意見を踏まえ、総合的に勘案し判断
- ガイドラインの作成 対策の実施決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順、県民等が取り組むべき感染予防策などの提示

健康第 1323 号
令和 2 (2020) 年 2 月 14 日

各市町長 様

栃木県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国での流行をはじめ、国内においても高齢者の死亡事例が見られるなど、全県を挙げての更なる感染症対策が必要な状況となっております。

また、厚生労働省において、高齢者及び基礎疾患を持つ方については重症化するリスクが一定程度あるとされているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を予防し、重症化を防ぐためには、特に、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人の咳エチケットや手洗い等が重要であることから、下記のとおり感染症対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

- 1 住民に情報が行き渡るよう、別添リーフレットの自治会回覧板等による全戸配布、又は高齢者が集まる場での配布・説明等

※別添リーフレットは、具体的な連絡先等入れる等、適宜修正いただき、御活用くださるようお願いいたします。

- 2 住民の不安解消のため、一般的な相談への対応

※国作成 Q & A 参照

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 3 主催するイベント等における、別添リーフレットの掲示、アルコール消毒液の設置や体調不良者へのマスクの配布等

健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策担当 TEL 028-623-3089 FAX 028-623-3902
--

新型コロナウイルスの 感染を予防しよう！！



新型コロナウイルス感染症ってなあに？

これまで、ヒトへの感染が確認されていなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

感染を予防するにはどうすればいいの？

過剰に心配せず、風邪やインフルエンザと同様に、石けんを使ってこまめに手を洗うことが一番重要です。また、咳などの症状があるときは、咳エチケットを心がけましょう。

咳エチケットってなあに？

咳やくしゃみの症状がある人が、他の人に感染を広げないために、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

マスクって必要なの？

屋外などの混み合っていない場所で、感染予防のためにマスクを着用することによる効果は、あまり認められていません。

マスクは症状があるときに、他の人にうつさないためにつけましょう。

感染したかもしれない時は、どこに相談すればいいの？

お住まいの地域を管轄する広域健康福祉センターもしくは保健所に相談ください。



感染症対策へのご協力をお願いします

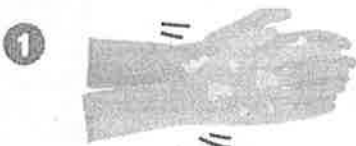
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

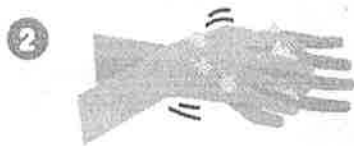
正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



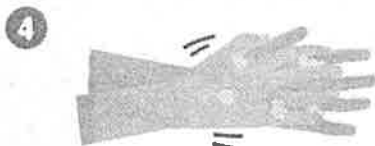
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でかさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



マスクに
ついての
お願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効率的な予防には、

**風邪や感染症の疑いがある人たちに
使ってもらうことが何より重要です。**

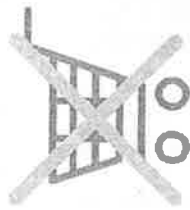
#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

**マスクは買い占め
なくとも大丈夫**

風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

**使い捨てマスクが
ないときは
代用品を使おう**

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

**こまめな手洗い
などの基本も大事**

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して
毎週1億枚以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県の対応状況

令和 2 (2020) 年 2 月 21 日 栃木県保健福祉部

項目	これまでの対応	今後新たに実施する対応
1 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回栃木県健康危機管理調整会議を開催し、庁内関係課との情報共有 (1/24、2/4、2/20) 【保健福祉部、関係各部】 ○ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置及び対策本部会議を開催 (1/31、2/6) 【全庁】 ○ 新型コロナウイルス感染症対策市町連携会議の開催 (2/13) 【保健福祉部、関係各部】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>発生状況に合わせた各会議での情報共有と対応の検討</u>
2 予防まん延防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページにて関連情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への感染予防の注意喚起 ・ 渡航者 (入出国者) 向けに中国語での早期受診等の注意喚起 ・ 外国語での対応医療機関の検索リンク作成 ・ 感染が心配な方の相談窓口を掲載 ○ 旅行業関係機関 (旅館業施設、旅行業協会、観光協会) に対する注意喚起 ○ 県内教育機関 (幼稚園、認定保育園、教育委員会、私立学校) に対する注意喚起 ○ 社会福祉施設等に対する注意喚起及び発生した場合の対応について周知 ○ 県内各所に対する注意喚起 (詳細は別紙のとおり) ○ とちぎ外国人相談サポートセンターでの医療等の相談受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、県民や関係機関への情報提供 ○ 各種広報媒体 (とちぎ県民だより、テレビ、ラジオ及びメールマガジン等) を活用した感染症対策に関する注意喚起 ○ 各種イベント等での感染予防対策の徹底
3 医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各医療機関に対し、院内感染防止の要請 ○ 患者の濃厚接触者に対する健康観察の徹底 ○ 感染症法に基づく指定感染症としての措置 (医療機関からの届出、感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等) (2/1) ○ 栃木県保健環境センターにおける検査体制を整備 (1/31)、検査時間の短縮 (2/14)、<u>検査対象の拡大 (2/17)</u> ○ 帰国者・接触者外来の設置 (2/7)、<u>相談・受診対象者の拡大 (2/17)</u> ○ 各消防本部に対し、保健所等が行う患者等の移送に関する協力について周知 (2/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県内感染期に向けた医療体制の検討</u>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業向け相談窓口の設置 	

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聖火リレー関係市町担当者在議において関連情報の提供とリレー運営に係る感染症対策に関する注意喚起(2/6)【総合政策課】 ○ 市町に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」資料やQ&Aなどの通知を周知し、注意喚起するとともに情報を共有(2/3)【市町村課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聖火リレー「リスクマネジメントマニュアル」への感染症対策の記載など大会組織委員会と連携して対応【総合政策課】 ○ 「第4回ツール・ド・とちぎ」(3/20～3/22)危機管理マニキュアルへの感染症対策の記載及び2/27実行委員会会議での関係者への周知【地域振興課】
経営管理部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立学校(小・中・高・中等教育・専修・各種)に対し、不要不急の渡航(湖北省武漢市)を自粛するよう注意喚起(1/24)、感染症対策に関する対応等について周知(1/27)【文書学事課】 ○ 罹患者が発生した場合における私立学校と県文書学事課との休日・夜間連絡体制の整備【文書学事課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立学校に対する文部科学省及び関係機関からの通知等の周知及び注意喚起【文書学事課】
県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各消防本部に対し、「標準的な感染予防策の徹底」、「新型コロナウイルス患者搬送後の救急車の消毒等の徹底」を周知(1/17)【消防防災課】 ○ 各消防本部に対し、「保健所等が行う患者等の移送に関する協力について」を周知(2/4)【消防防災課】 ○ 美術館、博物館、栃木県総合文化センター、ぽぽら、とちぎ男女共同参画センター、とちぎ青少年センターに対し、感染症対策に関する注意喚起。来館者等に対する感染症予防対策を徹底(1/31)【県民文化課、人権・青少年男女参画課】 ○ 入校者に対し感染症予防対策の徹底を周知(消防学校)(2/4)、館内の消毒など感染症予防対策を徹底(防災館)(1/28)【消防防災課】 ○ 県民に対し、県域テレビ及びラジオによる感染症対策に関する注意喚起(2/17)【広報課】 ○ 県広報課ツイッターにて関連情報の発信開始(1/22)【広報課】 ○ 栃木県公式LINEによる感染症対策に関する注意喚起(2/7)【広報課】 ○ メールマガジンによる感染症対策に関する注意喚起(2/15)【広報課】 ○ 県ホームページに関連情報を集約(1/23)【広報課】 ○ 県案内(1階)、県民プラザ(2階)に「新型コロナウイルス感染症に関連したリーフレット(健康増進課作成)」を配架(1/31)、各県民相談室に同リーフレットを配架(2/5)【広報課】 ○ マスク不足に関する情報を各市町に提供するとともに、県ホームページに掲載(2/14)【くらし安全安心課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内における患者発生など、県ホームページへのアクセス集中が予想される時点から閲覧困難状況の発生を常時確認。必要に応じ「軽重版」への切替えを行う。【広報課】 ○ 県民に対し、「とちぎ県民だより」による感染症対策に関する注意喚起(3月号[3/1発行])【広報課】 ○ 主催イベント等における感染症予防対策の徹底
環境森林部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日光自然博物館、県民の森に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/31)【自然環境課】 ○ 感染性廃棄物処理業者、市町村(一部事務組合含む)に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく適正な処理を徹底するよう周知(1/28)【廃棄物対策課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県健康危機管理調整会議を開催し、庁内関係課との情報共有（1/24、2/4、2/20）【保健福祉部、関係各部】 ○ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置及び対策本部会議を開催（1/31、2/6）【全庁】 ○ 新型コロナウイルス感染症対策市町連携会議の開催（2/13）【健康増進課、関係各課】 ○ 県民へのメッセージ（知事コメントの発出）（1/31） ○ 県内の救護施設等に対し、県ホームページにて関連情報を提供し、施設内感染防止の徹底を依頼（1/27）、「社会福祉施設等における職員の確保、相談受診の目安、保護施設の人員規準等の臨時的な取扱い」の周知（2/18）【保健福祉課】 ○ 指定管理施設（とちぎ福祉プラザ）、所管社会福祉法人（県・市町社会福祉協議会等）に対し、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延防止策の徹底について」を周知（2/17）【保健福祉課】 ○ 指定管理施設（とちぎ健康の森、とちぎ福祉プラザ）に対し、県ホームページにて関連情報を提供し、施設内感染症対策の徹底を依頼【保健福祉課】 ○ 県医師会等の関係団体に対し、「医療施設における院内感染の防止対策の徹底」（1/24）、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応」（2/4）、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れ」（2/12）、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続」（2/18）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱い」（2/18）の周知を依頼【医療政策課】 ○ 准看護師試験での感染症予防対策（手指消毒の設置等）の徹底（2/9）【医療政策課】 ○ 高齢者関係施設（特養、老健、有料老人ホーム等）及び関係団体（県シルバー人材センター連合会、県老人クラブ連合会等）に対し、感染症対策に関する注意喚起（1/24）【高齢対策課】 ○ 生涯現役シニア広域センター（「ぶらっと」）に注意喚起の張り紙を掲示（1/29）【高齢対策課】 ○ 患者の接触者に対する健康観察の徹底（2/1）【健康増進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知 ○ 発生状況に合わせた各会議での情報共有と対応の検討 ○ 県内感染期に向けた医療体制の検討

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症法に基づく指定感染症として、まん延防止に向けた措置（医療機関からの届出、感染症指定医療機関への措置入院、就業制限、消毒等）（2/1）【健康増進課】 ○ 栃木県保健環境センターにおける検査体制整備（1/31）、検査時間の短縮（2/14）【健康増進課】 ○ 帰国者・接触者外来の設置（2/7）、相談・受診対象者の拡大（2/17）【健康増進課】 ○ 県ホームページにて関連情報の提供（1/17）【健康増進課】 ・ 渡航者（入出国者）向けに中国語での早期受診等の注意喚起 ・ 外国語の対応医療機関のリンク作成【医療政策課】 ○ 電話相談窓口の周知（1/24）【健康増進課】 ○ 市町への関連情報の周知（1/7）【健康増進課】 ○ 市町と連携し、リーフレットによる感染症対策の徹底について住民へ周知（2/14）【健康増進課】 ○ 障害者施設・事業所に対し、県ホームページの周知及び感染症予防の取組を依頼（1/27）、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応についての周知及び注意喚起を依頼（2/3）【障害福祉課】 ○ 各市町障害福祉主管課に対し、注意喚起等を依頼（1/31）【障害福祉課】 ○ 幼稚園、認定こども園に対し、「教員、児童、生徒に対する注意喚起」の周知（1/22）【こども政策課】 ○ 市町に対し、所管する保育所、児童厚生施設、放課後児童クラブ等への新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起（1/27）【こども政策課】 ○ 児童福祉施設に対し、新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起（1/27）【こども政策課】 ○ 子ども総合科学館に対し、新型コロナウイルスについての正しい認識と感染対策に係る周知及び注意喚起（1/30）【こども政策課】 ○ 各市町及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知及び依頼（2/19）【保健福祉課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課】 	

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
保健福祉部	<p>○ 栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知（1/24）【生活衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿記載の徹底 ・ 発症者等の医療機関受診の勧奨【生活衛生課】 <p>○ 住宅宿泊事業者に対し、肺炎患者発生に係る協力依頼及び県ホームページによる周知（1/24）【生活衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿記載の徹底 ・ 発症者等の医療機関受診の勧奨 ・ 宿泊者が発症を申し出た場合の観光庁への報告の徹底【生活衛生課】 <p>○ 宿泊者に対し、県ホームページによる注意喚起（1/30）【生活衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いと咳エチケットの徹底 ・ 呼吸器症状等出現した際の対応（1/30）【生活衛生課】 <p>○ 市町等知事認可水道事業者に対し、感染症への対応について周知（2/3）【生活衛生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町等水道事業者等に対し、水の供給に支障が生じることのないよう水道作業従事者の感染予防対策の徹底を依頼【生活衛生課】 <p>○ 業事関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策について周知（2/14）【業務課】</p> <p>○ 国保連合会に対し、「新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの適正購入等に関する周知について」（9/17）通知【国保医療課】</p> <p>○ 市町等保険者及び関係機関に対し、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（2/19）通知【国保医療課】</p> <p>○ 市町等保険者及び関係機関に対し、「新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについて」（2/19）通知【国保医療課】</p> <p>○ 市町等保険者に対し、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（2/19）通知【国保医療課】</p>	

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
<p>産業労働 観光部</p>	<p>○ 県ホームページ関係情報の中国語訳(1/22)【国際課】 ○ とちぎ外国人相談サポートセンター（とちぎ国際交流センター内）での医療等の相談受付(1/22)【国際課】 ○ 知事登録の旅行業者に対し、注意喚起(1/23)【観光交流課】 ○ 市町観光主管課及び観光協会に対し、注意喚起(1/24)【観光交流課】 ○ 県公式観光ホームページ「とちぎ旅ネット」で注意喚起(1/24)【観光交流課】 ○ 県産業技術専門校において、訓練生等に対し注意喚起(1/31)【労働政策課】 ○ 情報共有等を行うため、部内連絡調整会議を設置(1/31) ○ 観光庁宿泊予約キャンセル調査の実施（県旅館ホテル生活衛生同業組合）（第1回：1/31）【観光交流課】 ○ 県内に本社がある中国進出企業へのヒアリング調査の実施（第1回：1/31～2/4）【国際課】 ○ 携帯情報サービスによる感染症対策に関するメール配信（（公財）栃木県国際交流協会）(2/1)【国際課】 ○ 融資等特別相談窓口の設置(2/3)【経営支援課】 ○ 経営等特別相談窓口の設置（（公財）栃木県産業振興センター）(2/3)【産業政策課・経営支援課】 ○ 産業技術センター、各技術支援センターにおける注意喚起（貼り紙掲示、伝習生等への周知）(2/5)【工業振興課】 ○ とちぎジョブモールに注意喚起の張り紙を掲示(2/5)【労働政策課】 ○ 香港駐在員の一時帰国(2/13)【国際課】 ○ 県内に本社がある中国進出企業へのヒアリング調査（第2回：2/13～17）【国際課】 ○ 浙江省への物資（防護服セット等）支援(2/18)【国際課】 ○ 観光庁宿泊予約キャンセル調査の実施（県旅館ホテル生活衛生同業組合）（第2回：2/13）【観光交流課】 ○ 部内会議・イベントにおける感染症対策（職員のマスク着用、消毒・手洗い等）の徹底(2/18) ○ 県内企業の感染症に係る影響について情報収集（随時） ○ 県内企業への感染症予防や国・県支援策等に関する情報提供（随時）</p>	<p>○ 県制度融資における新たな融資枠設定の検討【経営支援課】 ○ BCFP【事業継続計画】（感染症含む）策定の促進【経営支援課】 ○ 各労働事務所において、感染症の影響に伴う各種労働相談に対応【労働政策課】 ○ 県産業技術専門校の卒業式等での感染症予防対策（出席者への注意喚起、手指消毒の設置等）の徹底【労働政策課】 ○ 国の動向を見極めつつ、必要な施策を実施</p>
<p>農政部</p>	<p>○ 県有施設（なかがわ水遊園、とちぎ花センター、アグリプラザ、農業大学校）及び施設管理者に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/27)【農政課・農村振興課・経営技術課・生産振興課】 ○ 観光いちご園、農産物直売所、農村レストラン等、不特定多数の人が集まる場所に対し、感染症対策に関する注意喚起(1/31)【農村振興課・生産振興課】</p>	<p>○ 会議、イベント等での感染症予防対策の徹底及び関係機関への周知</p>

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
<p>県土整備部</p>	<p>これまででの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業者との情報共有【交通政策課】 ○ 県営都市公園（1/27）や道の駅の利用者（1/31）に対し、感染症対策に関する注意喚起【都市整備課】【道路保全課】 ○ 県営住宅の入居者に対し、感染症対策に関する注意喚起（2/3）【住宅課】 ○ 市町の公園管理者に対し、「感染症対策の徹底と利用者への注意喚起」を依頼（2/4）【都市整備課】 ○ 講習会での感染症予防対策の徹底及び注意喚起（参加者へのチラシ配布）（2/18）【住宅課】 ○ 関係機関・団体等へ感染症対策の徹底を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベント等での感染症予防対策の徹底及び注意喚起
<p>企業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民ゴルフ場に対し、感染症対策に関する注意喚起（1/27）【経営企画課】 ○ 県民ゴルフ場、本町合同ビルの利用者、来館者向けの注意喚起リーフレットの掲示と消毒液の設置（2/5）【経営企画課】 	
<p>議会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員に対し、円滑に患者発生情報等を提供する体制を整備（1/31）【総務課】 ○ 議会傍聴者に対し、注意喚起リーフレットの掲示と消毒液の設置（2/18）【総務課】 	
<p>人事委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県職員・警察官採用試験説明会（3/2、3/13開催）に参加される方に対し、県ホームページ及び栃木県人事委員会Twitterにより感染症予防対策（手洗い、マスクの着用等）の徹底を依頼（2/17）【総務課】 	

新型コロナウイルス感染症に係る栃木県対策一覧（令和2（2020）年2月20日現在）

部局	これまでの対応	今後新たに実施する対応
<p>教育委員会 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「関連情報の収集を行い、適切な行動をとるよう」注意喚起（1/23）【学校安全課】 ○ 指定感染症への指定を受けた学校保健安全法上の措置（出席停止）（2/1）【学校安全課】 ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「感染症を理由にいじめや偏見、差別の事象が生じることがないように」注意喚起（2/7）【学校安全課】 ○ 県立学校において、感染症対策に係る手指の消毒薬等の体制を整備（2/7）【学校安全課】 ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「中国から帰国した児童生徒へ適切な対応をすすめるよう」依頼（1/29）【総務課】 ○ 関係県立学校に対し、入学選抜における感染予防のための衛生管理の徹底を指示（2/3）【高校教育課】、（2/5）【特別支援教育室】 ○ 各県立社会教育施設及び各県立体育施設等に対し、関係省庁からの通知を周知し、感染症対策に関する注意喚起【生涯学習課・スポーツ振興課・文化財課】 ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」周知（2/19）【学校安全課】 ○ 市町の教育委員会及び県立学校に対し、「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」により、卒業式などの学校行事等における感染症対策について注意喚起（2/19）【学校安全課】 	
<p>警察本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県保健福祉部との24時間連絡体制の確立（1/24）【警備第二課】 ○ 県保健福祉部等から応募を求められた場合の体制を確立（1/24）【警備第二課】 	

新型コロナウイルス感染症に係る今年度末までの取組方針

令和2(2020)年2月6日

1 基本的な取組方針

新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民や観光客等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、全庁を挙げて取り組む。

2 正確で迅速な情報提供と県民等への働きかけ

◆ 正確で迅速な情報提供

県ホームページ等により、国・国立感染症研究所等の情報（患者発生情報、国の取組等）、県の取組や感染予防策等の情報提供

◆ 県民等への働きかけ

県民等に対する感染予防の更なる注意喚起（重症化リスクが高い高齢者等に対する注意喚起など）、有症状者へのマスク着用の呼びかけ

3 県の体制の整備・強化

◆ 県民等からの相談体制の強化

広域健康福祉センター・宇都宮市保健所、とちぎ外国人相談サポートセンター等における電話相談窓口の運営

◆ 県内での検査体制の整備

保健環境センターにおいて、PCR検査の実施

（2月3日から、宇都宮市衛生環境試験所においても検査可能）

◆ 患者発生時の対応

・保健所において、感染症法に基づく入院勧告、就業制限、濃厚接触者等の疫学調査等の実施

・感染症指定医療機関等において、治療の実施

4 市町、関係団体等と連携した対応の強化

◆ 市町との連携

県・市町連携会議の開催、連携による効果的な情報発信等の実施

◆ 関係団体等との連携

・中小企業等に対する経営等に関する相談窓口の運営

・観光事業者、交通事業者、学校、中国進出企業等への感染予防の更なる注意喚起

・イベント主催者等への感染予防の注意喚起、手指消毒薬の配備、有症状の方へのマスク着用の呼びかけ

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

新型コロナウイルス感染症に係る産業労働観光部対応状況について

令和2(2020)年2月21日現在

産業労働観光部

1 現在までの対応(主に第1回対策本部会議(1/31)以降)

(1) 部内連絡調整会議の設置等

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う諸課題等に対応するため、部課長等を構成員とする部内連絡調整会議を設置(1/31)
- ・現段階における県内中小企業等向け支援策の取りまとめ(2/18)

(2) 県内中小企業等(全般)への対応

・特別相談窓口の設置

商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会(1/29)
 経営支援課、産業振興センター(2/3)
 栃木銀行(2/10)、足利銀行(2/12)

※相談件数(2/20現在) 経営支援課：1件、その他：3件
 (施策に関する相談等)

- ・関係企業等訪問の際に感染症に係る影響等をヒアリングにて情報収集(随時)
- ・感染症予防に関する情報や国・県等の企業向け支援施策について、メール等により関係企業等に情報提供(随時)

(3) 中国進出企業の状況把握

- ・県内に本社がある中国進出企業(48社)へのヒアリング調査の実施
 [第1回(1/31~2/4)、第2回(2/13~17)]

ヒアリング項目	第2回結果
① 中国の事業所の稼働(営業)状況	各地方政府から発表された休業期間が過ぎたことから、「稼働(営業)を延期している」と回答した企業は、約7割から約5割に減少
② 企業活動への影響	「影響が生じている、又は今後の影響あり」と回答した企業が約5割から約6割に増加

(4) 県内宿泊施設の状況把握

- ・観光庁からの依頼に基づき、県旅館ホテル生活衛生同業組合において、会員施設に対して調査実施

○第1回調査概況 ※2/10時点

- ・対象期間：1/24~3/1
- ・回答施設：59(回答率20% うちキャンセル発生施設：29)
- ・キャンセル数の計 1,999人泊

※現在、第2回調査を実施中(対象期間：~4/19)

(5) 在県外国人への対応

- ・とちぎ外国人相談サポートセンター（とちぎ国際交流センター内）での医療等の相談受付 (1/22) ※相談件数 (2/19 現在) : 3 件 (院内表示、健康不安 等)
- ・携帯情報サービスによる感染症対策に関するメール配信 ((公財) 栃木県国際交流協会) (2/1、2/7)

(6) その他

- ・香港駐在員の一時帰国 (2/13)
- ・友好交流先の浙江省に支援物資 (防護服セット 1,300 セット他) 発送 (2/18)
- ・会議やイベント等における感染症対策 (職員のマスク着用、消毒・手洗い等) の徹底 (2/18)
- ・「とちぎUIJ」ターン求人企業合同説明会【3/2 開催分】の開催中止 (2/21)

2 今後の対応

- ・県制度融資における新たな融資枠を設定
※国の資金繰り支援策セーフティネット保証4号が適用される見通し
- ・BCP〔事業継続計画〕(感染症含む) 策定の促進
- ・各労政事務所において、事業主や労働者等から各種労働相談に対応
- ・国の動向を見極めつつ、必要な施策を実施

県制度融資	セーフティネット保証4号
資金繰り支援策	セーフティネット保証4号
BCP策定の促進	セーフティネット保証4号
労働相談	セーフティネット保証4号